

第1号議案 役員報酬額

下記のように役員報酬額を定める。

記

1 対象の常勤理事

大西 光夫

2 報酬の額

月額6万円

年額72万円、ただし2019年度は30万円

3 支払い開始時期

2019年11月

(注) 役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり800万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。